

返戻金制度について

当社が紹介した求職者が求人者の就業規則に基づき解雇され又は懲戒を受ける事、専ら求職者の責めに帰すべき事由により、2週間以内に退職した場合には、当社は求人者に対して、以下の期間及び割合に応じた金額を、締日後14日以内に支払う事とする

ただし、求人者による紹介手数料の支払前であるときは、求人者は、求人者の当社に対する当該支払債権と紹介手数料とを文章による通知をもって、対等額で相殺することができる。

○1週間以内に退職した場合	紹介手数料の	80%の返金
○2週間以内に退職した場合	紹介手数料の	50%の返金